

八丈町農業委員会

第10回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年1月25日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年1月25日(水) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	欠員	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 金田 可奈利委員、12番 菊池 家司委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 6) 議案第4号 非農地証明願出書の承認について
- 7) 議案第5号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 坂井 俊介、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 令和5年、年明け最初の農業委員会総会ということで、みなさま、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。
それでは時間となりましたので第10回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員をお願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 683㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー・野菜

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご

覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在自営業をされている方です。農地については、現在、ロベレニーが植えられており、農地取得後は、農地整備を行い、仕事の休日等を利用し、奥様と一緒にロベレニーと野菜を栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員と事務局と現地確認をしました。農地はロベと野菜がきれいに管理されていて、何も問題ないかと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんは兄弟関係にあたり、兄の●●●●さんが体調不良により、弟の●●●●さんが畑を受け継ぐとの事です。推進委員からも説明がありましたように、農地にはロベと野菜がすでに植られておりますので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和5年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 831㎡、権利 使用貸借設定
譲渡人 ●●●●

譲受人 ●●●●

転用目的 住宅用地

転用理由 譲渡人と譲受人は親子関係にあたり、息子の住宅建設について土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。譲受人は妻と2人家族であり、他に所有地がない状況である為、当農地を譲り受け建築いたしたい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1, 2, 4, 5, 6, 7, 9の7項目を確認していきたいと思えます。

まず「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。

次に「2資力及び信用」ですが、建物の建築費は譲受人が自己資金と融資によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、建築計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い建築確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「6農地以外の土地利用見込」と「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の住居スペース及び駐車スペースについては、家族構成等を考慮した利用見込である為、適当と判断しています。

最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思えます。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 推進委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明どおり、転用理由と確認事項のどちらも問題ないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 譲渡人と譲受人は親子関係にあたります。推進委員から説明があったとおり、転用理由、確認事項どちらも問題ないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を可とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件に関しては可として処理いたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について
意見を求める。

令和5年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 2,038㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は年40,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事について
は、認定新規就農者ですので問題ありません。今回の利用権設定は元々5年間で結んでいた
利用権設定を10年に延長するものです。その為、農地については、ロベレニーがすでに植え
られており、引き続き栽培する計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。
事務局から説明があったように、5年間の利用権設定を10年間に延長する利用権設定です。
問題ないかと思われますので、よろしく願います。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 推進委員、事務局と現地を確認しました。ロベは植えられておりますが、中には大きなロベも
あります。ちゃんと大きなロベも切って整備すれば、問題ないと思います。よろしく願います。

ます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号非農地証明願出書の承認について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和5年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 1,664㎡

内容といたしましては非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況であり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願い出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の農地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明したとおり、農地は現在山林化しており、周辺の環境を考えると、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 委員と事務局と現地確認をしました。かなり山林化が進んでおり、農地として利用するのは非常に難しいかと思われますので、非農地として処理しても問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 推進委員、事務局と現地を確認しました。

推進委員、事務局からも意見が出たように山林化が進んでいる為、非農地として問題ないかと思われま

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第4号議案について非農地証明いたすことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については非農地証明いたしますことを決定します。

議長 続いて、議案第5号八丈町農業振興地域整備計画案の意見についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号八丈町農業振興地域整備計画案の意見について事務局より説明いたします。
農振農用地の除外申請が2件ございました。

番号1 申請者 ●●●●

申請地 八丈町大字●●●●番、所有者 ●●●●、地目 畑、面積94㎡

資料の6ページをご覧ください。

番号2 申請者 ●●●●

申請地 八丈町大字●●●●番、所有者 ●●●●、地目 山林、面積42㎡

番号1、番号2の除外申請理由については、申請地は現在、防火水槽用地として利用していません。今後も防火水槽を継続して設置予定となっており、農用地として使用予定はないため、農用地区域の除外を行いたいと申請がありました。

続いて番号1、番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1、番号2農地説明】

農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見をいただくことになっています。本総会においては、農業委員会のご意見をいただければと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。
…無いようでしたら議案第5号を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第5号については、承認することに決しました。